

独立行政法人勤労者退職金共済機構の
中期目標期間の業務実績の評価結果

平成24年8月31日

独立行政法人評価委員会

1 中期目標期間（平成20年度～平成24年度）の業務実績評価について

(1) 評価の視点

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、特殊法人勤労者退職金共済機構が平成15年10月に新たに独立行政法人として発足したものである。

本評価は、平成20年2月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標全体の業務実績について評価を行うものであり、評価結果を次期中期目標等に反映させる観点から、中期目標期間の最終年度に暫定的に実施するものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、各年度の業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる2次意見等も踏まえ、暫定評価を実施した。

(2) 中期目標期間の業務実績全般の評価

機構は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金共済制度を確立し、もって中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする中小企業退職金共済制度と、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより勤労者の生活の安定を図る勤労者財産形成持家融資（以下「財形持家融資」という。）制度の運営主体であることから、業務実績の評価に当たっては、機構の目的に照らし、業務の効率化及び質の向上により得られた成果が「確実な退職金支給」、「退職金制度への着実な加入」及び「財形持家融資制度の普及」にどの程度寄与するかという視点が中心となるものである。

まず、確実な退職金支給に向けた取組については、一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共事業」という。）においては、脱退後2年経過後の未請求率を平成24年度までに1%程度とすることを数値目標として取り組み、取組開始前の2.8%前後に比して、平成23年度末（平成21年度脱退）までに1.8%に縮減することができ、一定の進捗が認められるところである。今後、更なる取組を推進することを期待する。

退職金制度への着実な加入については、新規加入者数の目標が法人全体としては達成されていることを踏まえると、中期目標期間における目標は概ね達成されたものと評価できる。

さらに、それらの成果を支える基盤として、①業務運営の効率化による経費削減、人件費の削減、②中期計画期間中にシステム管理業務・資産運用業務の一元化を図る等効率的組織体制の構築、③随意契約の見直し、旅費、庁費における冗

費の徹底的検証、④内部統制の強化による事業の適切な運営、⑤外部有識者の積極的活用による適切な事業運営の確保が図られているところである。

財形持家融資制度の普及については、数値目標を上回っており、一定の取組を行っているとは評価できる。

これらを踏まえると、中期目標期間の業務実績については、全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」、「退職金制度への着実な加入」及び「財形持家融資制度の普及」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

- ① 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、「確実な退職金支給」の原資となる共済財政の長期的な安定を図っていくことが重要である。特に累積欠損金を計上している中退共事業及び林業退職金共済事業（以下「林退共事業」という。）においては、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが求められる。
- ② 加入促進については、平成23年度末で適格退職年金からの移行が終了したことも踏まえ、制度の安定的な運営のため、実施体制も含めた対策の見直しを行い、一層効率的かつ効果的な取組を行うことを期待する。
- ③ 中退共事業における退職金未請求、建設業退職金共済事業（以下「建退共事業」という。）における共済手帳の長期未更新及び証紙の未貼付については、意識的な取組はなされているが、未請求の発生要因や建設業の労働市場の特殊性に配慮しつつ、今後も工夫等をしながら取組を進められることを期待する。
- ④ システム管理業務の一元化や清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共事業」という。）・林退共事業の業務運営組織の一体化など効率的な業務実施体制を確立するための取組を積極的に進めてきたところであるが、今後も不断の見直しを行うとともに、更なる効率化の取組に努めることが求められる。
- ⑤ 財産形成促進制度については、中小企業における融資の利用促進を図るため、移管を機にさらなる取組の工夫がなされることを期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

① 効率的な業務実施体制の確立

「業務・システム最適化計画」に基づき新システムを稼働させたこと、同計画の実施に併せ、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を行ったこと、事務処理の効率化や人員及び経費の縮減を図ったこと、独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴う財形事業の移管を円滑に進めたことは評価できる。

② 中期計画の定期的な進行管理

中期計画の定期的な進行管理については、業務推進委員会や加入促進対策委員会を定期的に開催し、業務の進捗状況の把握、検証を行っているとともに、評価結果、年度計画の進行状況を職員一人ひとりに周知させることへの努力が見られるほか、業績評価シートの活用による職員の意識の向上などを通して、中期計画の進行管理は着実に行われていると認められる。

③ 内部統制の強化

内部統制の強化については、年度計画について理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし意識改革を図るなどの取組を行っており、評価できる。また、理事会、幹部会及びコンプライアンス推進委員会において「独立行政法人勤労者退職金共済機構コンプライアンス基本方針」の策定・改正を行うとともに、財形融資ALMリスク管理委員会を設置し、設置要綱をホームページに掲載したほか、監査をより効果的に実施するため、業務監査前後に理事長と監事がディスカッションを行うこととするといった新たな取組を行うなど、積極的な取組は評価できる。

④ 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、平成19年度予算に対し、削減目標は18%以上のところ、21年度決算では17.5%を削減し、平成22年度には退職金共済事業における運営費交付金を廃止した。運営費交付金廃止後の22年度以降も、各年度予算に対し22年度決算で7.6%の減、23年度決算で10.3%の減となっており、着実に削減を行っている点は評価できる。

人件費の節減については、超過勤務管理などの努力がなされており、人件費については、平成17年度比15.0%（財形分を含む場合は18.5%）削減と、目標を上回る削減を行った点は評価できる。給与水準については、東京都特別区に勤務する国家公務員の給与水準と比較すると、平成23年度において、年齢・地域勘案指数で100.2となっているが、年齢・地域・学歴勘案では101.5とやや高くなっており、特別都市手当について、国家公務員の地域手当18%よりも

低い水準に引き続き留めること等により給与水準の適正化を行うことが求められる。今後も、職員の労働インセンティブの低下につながることを避けるよう留意しつつ、人件費等の削減に引き続き努めることを期待する。

また、随意契約の見直しについては、機構が策定した「随意契約等見直し計画」（平成20年度に締結した59件の随意契約を見直し、5件にする。）に基づく取組を着実に実行し、当該計画を達成した点は評価できる。また、監事、会計監査人による監査や、外部有識者からなる契約監視委員会の審査を受けているほか、機構自ら点検・見直しを行うなどの努力も評価できる。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

I 退職金共済事業

① 確実な退職金支給のための取組

中退共事業における退職金未請求に対する取組については、「加入通知書」や「加入状況のおしらせ」の発行により被共済者の意識を高める取組を開始したほか、退職後3ヶ月経過しても未請求者のいる対象事業所に対し、退職金請求を促す要請通知を行い、併せて、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者本人への請求手続要請を行った。このほか、過去に請求要請を行った者への2回目の請求手続要請や、電話による未請求者の連絡先把握及び連絡先を把握できた未請求者への請求要請等の取組を行った。新たな取組など積極的な取組により未請求率（退職金等の請求権が発生した年度における脱退者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率）は、取組開始前の2.8%前後から目標値1%程度に対し平成23年度末時点において1.8%の縮減となっている。これまでに、把握した未請求者等に対する調査結果等も基に、今後も工夫等しながら取組を推進することを期待する。また、中退共事業におけるこれまでに累積した退職金未請求者に対する取組として、退職後5年以上を経過した未請求者のいる対象事業所に対して、未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請するとともに、23年度には時効完成直前の未請求者のうち、住所等の情報提供がされた者で未だ請求をしていない者に対し、2回目の請求手続を要請するなど、着実な取組が認められる。

建退共事業における共済手帳の長期未更新者発生防止等に関する取組として、新規加入時及び共済手帳の更新時における被共済者の住所把握や、既加入者に対する長期未更新調査等の取組が行われており、努力が認められる。

建退共事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿の厳格な審査等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者への指導を徹底すること等により、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計との差額が平成19年度と比較して、23年度末時点において約70億円減少しており、

縮減の努力が認められるが、引き続き、当中期目標期間の目標達成に向けて更なる改善を期待する。

清退共事業及び林退共事業についても、新規加入時及び共済手帳の更新時において把握した被共済者の住所のデータベース化を行う等、対策強化の努力が認められる。今後も、それぞれの業界の特性や機構の実施体制等を勘案しつつ、成果を把握し、その結果を今後の対策へ反映させるなど、引き続き着実な取組を期待する。

② サービスの向上

加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理の再点検を行い、「事務処理改善計画」の作成、見直しを行うなどの努力が認められる。また、東日本大震災に関して各種手続を簡素化するなど、加入者の利便性向上のため迅速に対応している点も努力が認められる。

退職金給付に係る処理期間については、中退共事業については25日以内、建退共事業、清退共事業及び林退共事業については30日以内とする目標を達成できたと認められる。

情報提供の充実等については、苦情等の情報を漏らさず改善に利用する仕組みを整えているほか、東日本大震災による特例措置や最終年度となった適格退職年金からの移行についてはトップページに掲載するなど、重要な情報の確実な周知に努めたことなどにより、ホームページアクセス件数が平成19年度に比べ、23年度は46.9%増と目標を大幅に上回るなど、大きな成果を上げている点は評価できる。

積極的な情報の収集及び活用については、参与会における外部有識者の意見及び実態調査の結果を踏まえ、ニーズに即した業務運営を行った他、平成23年度は、東日本大震災により退職された被共済者に確実な退職金支給を行うため「被災状況確認調査」を行い、把握した未請求者に対し、請求手続きを要請するなど、情報の収集及び提供を精力的に行っており、努力が認められる。

③ 加入促進対策の効果的实施

中退共事業については、適格退職年金からの移行促進に積極的に取り組んだことに加え、追加加入勧奨等の効果により、加入者数の目標達成率が平成23年度末において105.4%と加入目標を上回る結果となった。

建退共事業については、公共工事の減少等の中で関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行うなどの取組により平成23年度末において100.3%と加入目標を上回る結果となった。

清退共事業については、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨を積極的に実施したことにより、平成23年度末において100.5%と加入目標を上回る結果となった。

林退共事業については、国有林野事業受託事業体などの優良事業体を重点として加入勧奨を実施したことにより、平成 23 年度末において 108.8%と加入目標を上回る結果となった。

これらの結果として、機構全体としても加入目標を上回る実績をあげている点は評価できる。今後は、各事業の特性に応じつつ、一層効率的かつ効果的な加入促進対策を行うことを期待する。

II 財産形成促進事業

財産形成促進事業については、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行うため、独立行政法人住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、財形持家融資の適正な貸付金利の設定を行う等の取組を着実に実施するとともに、東日本大震災の被災者に対して、返済に係る特例措置及び貸付に係る特例措置を行うなど積極的な取組を適切に実施したと認められる。

また、貸付決定について平均 6 日で対応した点、周知広報について、ホームページの積極的な活用、外部委託の活用や関係機関との連携等に努めることにより、ホームページのアクセス件数やリーフレット配布カ所数など、中期計画に掲げる目標を大きく上回った点は評価できる。中小企業における融資の利用促進を図るため、移管を機にさらなる取組の工夫がなされることを期待する。

(3) 財務内容の改善等について

I 退職金共済事業

① 累積欠損金の処理

機構は、「累積欠損金解消計画」（平成 17 年 10 月策定）に基づき、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間中の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を設定しているところである。累積欠損金の処理については、中退共事業においては、平成 19 年度末時点の 1,564 億円が平成 23 年度末時点では 1,741 億円(177 億円増加)に増加、林退共事業においては平成 19 年度末時点の 13.57 億円が平成 23 年度末時点では 13.04 億円(53 百万円解消)に減少している。これは、金融市場の状況など外性的な要因も大きく影響していることに留意する必要があるが、累積欠損金の解消は、制度の持続的な運営に当たって、加入促進と並び最重要課題であることから、今後とも引き続き、累積欠損金解消計画を踏まえ、資産運用について安全かつ効率的な運用を基本としつつ、着実な解消に努めることが求められる。

② 健全な資産運用等

資産運用については、第三者による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率的運用を基本として実施した結果、市場の低迷等の影響から、当期純損失を計上した年もあるが、全体として、各共済事業とも概ねベンチマークと同等のパフォーマンスが達成されていると認められる。引き続き、健全かつ効率的な資産運用の具体的成果に向けて、一層の取組が求められる。

II 財産形成促進事業、雇用促進融資事業

財産形成促進事業においては、毎年度当期利益を計上し、累積欠損金の解消に向け、収益改善を図るとともに、債権の適正な管理に努めていると認められる。

雇用促進融資の財政投融資への償還については、約定どおり実施されており、財務内容の改善が着実に進んでいると認められる。

(4) その他業務運営に関する措置について

退職金機構ビル及び同別館については、外部有識者で構成する「退職金機構ビルのあり方に関する検討会」の意見を踏まえ、移転し土地を売却することが合理的であると考え、公募による移転先の決定、平成24年5月の移転に向けた準備、土地・建物の売却処分についての主務大臣への認可申請等の対応を速やかに行った点は評価できる。

また、松戸宿舎は平成23年3月、越谷宿舎は平成24年3月に現物による国庫納付を行い、着実に取組を行った点は評価できる。

退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、一定の取組は認められるが、今後、普及促進における両事業のさらなる連携が図られることを期待する。

予算については、毎年度の決算額が当初予算額より減少するなど、範囲内で適正に執行されており評価できる。